

別紙2（第11条第3項関係）

補講の取扱い

受講者が欠席した場合等には、次の方法により補講を行うものとする。

1 補講の実施体制

講義及び演習

- ア 当該研修事業者が、事業計画とは別に行う。
- イ 当該研修事業者が、欠席者等のみを対象とした個別の補習を行う。
- ウ 当該研修事業者が、別に行う同一課程の研修において該当科目を受講する。

2 補講の実施要件

- (1) 補講は、原則として介護職員初任者研修においては研修開始日から8か月以内、生活援助従事者研修においては研修開始日から4か月で実施するものとする。やむを得ない場合は介護職員初任者研修においては1年4ヶ月以内、生活援助従事者研修においては8か月以内で実施することができるものとする。
- (2) 補講は、原則として講師が実際に対面して行う方法とする。
- (3) 補講は、申請時の担当講師が行うこととし、たとえ有資格者でも内部職員等が代行することは認めない。ただし、申請時の担当講師が補講に当たることができない場合は、講師の変更届を県に提出し、該当科目の講師要件を満たした別の講師が補講を行うことができるものとする。
- (4) 講師の都合により、やむを得ず実際に対面して行うことができない場合は、あらかじめ講義・演習の状況を録画したビデオ等の映像記録を視聴する方法で代替することができるものとする。
- (5) 項目単位で補講を行う場合は、補講時間数は当該事業者において定めた項目毎の時間数を厳守すること。
- (6) 受講生に対しては、補講料の有無（有料の場合は金額）をあらかじめ説明すること。